

予約制乗合ワゴン車「おでかけきららん号」WEB 予約システム利用規約

(総則)

第1条 本規約は、燕・弥彦地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が提供する予約制乗合ワゴン車「おでかけきららん号」WEB 予約システム（以下「本システム」という。）を利用した乗合交通の運行（以下「本運行」といいます。）に関し、本規約に同意のうえ、交通会議の定める方法に従い本システム及び本運行を利用される方（以下「利用者」といいます。）と交通会議との関係を定めたものです。利用者は本規約に同意しない場合、ご利用いただけません。

(本システムの概要)

第2条 本システムは、本規約の定める方法で利用者が申し込みを行った乗車予約により、交通会議が配車手続きを行った車両（以下「車両」といいます。）に乗車いただくための、デマンド型乗合交通（以下「デマンド交通」といいます。）を提供するものです。利用者は、以下の各号に定める方法によりデマンド交通を利用できるものとします。

- (1) 第5条に定める方法により、乗車に係る申し込みを行うこと。
- (2) 前号に定める乗車予約の申し込みに基づき、交通会議が本運行を委託する者（以下「運行事業者」といいます。）が配車手配を行った車両に乗車すること。

2 本システムのログインをもって、利用者は本規約に同意したものとします。

(運行エリア・利用期間等)

第3条 本運行のエリア及び乗降車が可能なエリアは、交通会議が運営する専用 web サイト上等に表示するものとします。

2 本システムの利用期間は、2023年11月1日から2028年10月31日までとします。

3 前項に定める運行期間中の車両運行時間は、午前7時から午後5時までとします。

(費用)

第4条 本システムへの参加は無償となります。ただし、以下各号に定める費用は利用者の負担となります。

(1) 次条に定める本システムの利用に必要なとなる携帯電話、パソコン機器、その他利用端末（以下総称して「利用端末等」といいます。）に係る費用及び通信料

(2) 本運行利用に係る利用者運賃

（乗車予約の申し込み方法）

第 5 条 乗車予約の申し込みは、本システムから行うことができます。なお、本システムの利用に必要なとなる利用端末等に関しては、利用者にてご用意いただきます。

2 第 1 項に定める乗車予約の申し込みは、乗車を希望する便、乗車地点、降車地点を選択し、登録するものとします。乗車地点、降車地点は第 3 条に定める運行エリアの中から選択するものとします。

3 乗車予約の申し込みは、乗車を希望する日の 1 週間前から前日の午後 3 時まで登録することができます。

（乗車予約の確認・通知等）

第 6 条 交通会議は、前条に定める利用者からの乗車予約の申し込みに基づき、車両の配車手続きを行い、事前に登録した E メールアドレス宛にメールにて予約が確定した旨を通知します。利用者に対して当該通知がなされた時点で、当該乗車予約が成立するものとします。

2 交通会議は、以下各号に定める場合、配車手配を行うことができない場合があります。

(1) 車両が満席の場合等、配車可能となる車両がない場合

(2) 乗車地点、降車地点に第 3 条に定める運行エリア外が指定されている場合

(3) 利用者が本規約に違反した場合又はその恐れがある場合

(4) 交通会議が本システムの一時停止又は中断をした場合

(5) その他、システム上の事情等により適切な配車手続きが困難となる場合

3 配車手配は、道路交通状況及び車両の運行状況等を踏まえ、交通会議又は運行事業者により決定されるものとします。

4 乗車予約の申し込み状況は、本システムから確認することができます。

(乗車予約のキャンセル・変更)

第7条 利用者は、乗車予定時刻の1時間前までの間、当該乗車予約を本システムにてキャンセルすることができます。

2 乗車予約を変更する場合は、前項に基づき当該乗車予約をキャンセルのうえ、再度乗車予約の申し込みを行うものとします。

(車両の乗車・運行等)

第8条 利用者は、前条に基づき交通会議により配車された車両への乗車時に、乗車されるお客様が利用者本人であることを確認するため、車両のドライバーに対して、氏名をお伝えいただく必要があります。確認できない場合、運行事業者は、車両への乗車をお断りすることがあります。

2 前項に定めるほか、運行事業者の定める運送約款に従い、車両への乗車をお断りする場合があります。

3 車両は、道路交通状況や車両の運行状況等により、予定時刻どおりに運行できない場合があります。

(利用者の禁止事項)

第9条 利用者は、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 本システムを通じて法令又は公序良俗に反する行為をすること
- (2) 本システムを利用して第三者に何らかのサービスを提供すること
- (3) 不正アクセス行為等、交通会議又は第三者に対して支障・損害を与える恐れのある行為をすること
- (4) 交通会議が承認した場合を除き、本システムを通じて入手した一切のデータ又は情報等を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版、その他の目的で利用すること
- (5) 交通会議の知的財産権その他権利を侵害すること
- (6) 虚偽の乗車予約を行うこと
- (7) その他本規約に定める事項に違反すること
- (8) 第三者に前各号に該当する行為をさせること

(本システムの一時停止・中断)

第10条 交通会議は、本システムの安定的な運用のために、設備等の保守・点検又は工事を行う場合、及びその他運用上又は技術上やむを得ない事情が発生した場合、一時的に本システムの実施を停止することがあります。この場合、交通会議は事前にその旨を利用者に通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2 天災、事変その他の非常事態、若しくは電力供給異常、通信回線の異常等の不可抗力に起因して本システムの提供が中断された場合、交通会議は利用者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

(本システムの変更、追加又は廃止)

第 11 条 交通会議は、利用者に事前に通知又は周知することなく、本システムの内容の全部又は一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。

2 交通会議は、本システムの内容変更により、利用者が損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 交通会議は、本システムの運用にあたり、本システム等から取得する以下の情報（以下「個人情報等」といいます。）を、次に掲げる目的で利用できるものとします。

(1) 事前に登録した情報

1. 利用者登録時に登録した居住地、メールアドレス、電話番号、氏名、年齢、性別

(2) 本システム等から取得する情報

1. 利用者が本システム等上で入力した乗降データ

(3) その他本運行で取得する情報

1. 利用者が実際に利用した乗降場所及び本システムの利用日時

(4) 利用目的

1. 本運行実施のため

2. 本運行に関するご案内を行うため

3. 本システム等の各種機能の有効性評価及び機能改善、その他の品質向上のため

4. 交通会議の住民サービス向上を目的とした統計・分析を行うため

2 交通会議は、個人情報等を特定個人が識別できない分析データとして加工のうえ、公表又は第三者へ提供することができるものとします。

(免責事項)

第 13 条 交通会議は、本運行の実施にあたり、利用者に対して本システム等で提供される各種機能に関する正確性、目的適合性、商品性その他権利非侵害等について何ら保証するものではなく、交通会議の故意又は重過失

による場合を除いて、利用者の本システムへの参加に際して生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。

(問い合わせ先)

第 14 条 ご意見・ご質問、その他お問い合わせは、下記の窓口までお願いいたします。

燕・弥彦地域公共交通会議 事務局（燕市都市計画課）

電話番号：0256-92-1111（代表）

(本規約の変更)

第 15 条 交通会議が必要と認めるときは、利用者へ予告なく、本規約を変更できるものとします。この場合には、変更後の本規約が適用されるものとします。

(専属的管轄)

第 16 条 利用者と交通会議との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、管轄裁判所を新潟地方裁判所とします。

附 則

本規約は、2023 年 11 月 1 日より施行するものとします。